

第2章 国民保護措置の概要

1 方針

県は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕度合いに応じて、的確かつ迅速に県内の国民保護措置を総合的に推進し、県民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の態勢の整備と、国及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）等を準用します。

2 実施要領

(1) 段階区分

ア 計画の段階区分

この計画では、避難あるいは救援などの指示あるいは通知に基づく、時系列的な段階区分による国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分		想定する期間	別紙
平 素		武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2
事 態 へ の 対 処	緊急避難	突然に、武力攻撃災害が発生し、避難措置の指示が出されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避 難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	復 帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	避難受入	他都道府県からの避難住民の受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建		避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8

イ 平素の段階

(7) 活動方針

県は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、国及び関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

ウ 緊急避難段階

(ア) 活動方針

県は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合で、市町村が対応できない場合は、的確かつ迅速に住民に時間的余裕がないことを周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難要領と攻撃後の対処要領に留意します。

また、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照

エ 避難準備段階

(ア) 活動方針

県は、住民避難に必要な諸準備を速やかに整え、市町村の避難住民の誘導が安全かつスムーズに行われるようにします。

この際、避難の指示の住民への確実な伝達を重視します。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照

オ 避難段階

(ア) 活動方針

県は、市町村が行う避難住民の誘導に必要な人的・物的支援を最大限に行います。

この際、国及び関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照

カ 避難生活段階

(ア) 活動方針

県は、避難住民、被災者に対し、必要な救援を行い住民を保護します。

この際、国及び関係機関との連携と住民への情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照

キ 復帰段階

(ア) 活動方針

県は、避難の指示の解除後、市町村が行う復帰を支援し、避難した住民の復帰を円滑に行い、避難生活の解消を図ります。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照

ク 生活再建段階

武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっておりません。当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 活動方針

県は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。

この際、ライフライン関係の復旧を重視します。

(イ) 別紙第 8「生活再建段階の計画」参照

ケ 避難受入段階

(ア) 活動方針

県は、避難住民の受入、配分等を決定し、必要な救援を行います。

この際、国及び関係機関と連携し、市町村が行う避難住民の受入と受入地域住民への周知についての支援を重視します。

(イ) 別紙第 9「避難受入段階の計画」参照

(2) 避難 別紙第 5「避難段階の計画」参照

ア 警報の通知・伝達（法第 44 条～第 50 条）

知事（危機管理**部局**・各部局）は、国が発する警報（原則として文書による。）を市町村、他の執行機関、及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。

市町村長は、その国民保護計画に定めるところにより、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体機関等に伝達するものとされています。

イ 警報の解除の通知・伝達（法第 51 条）

知事（危機管理**部局**・各部局）は、国が発する警報の解除（原則として文書による。）を市町村、他の執行機関、及び指定地方公共機関その他の関係機関等に通知します。市町村長は、その国民保護計画に定めるところにより、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体機関等に伝達するものとされています。

ウ 避難措置・避難の指示の通知・伝達（法第 52 条、第 54 条）

知事（危機管理**部局**・各部局）は、国が発する避難措置の指示（原則として文書による。）を市町村、他の執行機関及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。

また、知事（危機管理**部局**）は、国が発した避難措置の指示を受け、市町村長を経由して、住民に対し、避難の指示を行うとともに、国及び関係機関にその内容を報告又は通知します。

エ 避難実施要領の策定及び伝達、避難住民の誘導（法第 61 条～第 73 条）

市町村長は、知事から避難の指示があったときは、その国民保護計画に定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定め、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関、関係機関、運送業者である指定（地方）公共機関等に通知します。また、避難住民を誘導するとともに、誘導中に食品等を供与するものとされています。

知事（各部局）は、市町村長が行う誘導の支援及び補助を行うとともに、避難住民の運送を一元的に対処します。

また、市町村長が避難住民を誘導できなくなった場合は、自ら誘導を実施します。

オ 避難措置・避難の指示の解除の通知・伝達（法第 53 条、第 55 条）

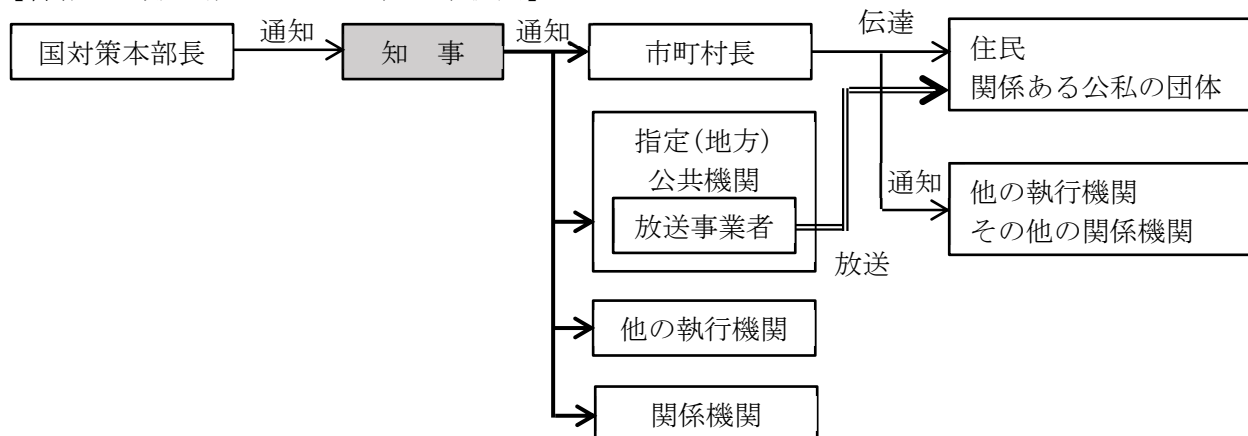
知事（危機管理**部局**・各部局）は、国が発した避難措置の指示の解除（原則として文書による。）を受け、市町村長を経由して住民に対し、避難の指示の解除を行うとともに、国及び指定（地方）公共機関その他の関係機関にその内容を報告又は通知します。

カ 復帰（法第 69 条）

市町村長は、知事から避難の指示の解除があったときは、住民の復帰に必要な措置を実施するものとされています。

知事（各部局）は、市町村長が行う住民の復帰に必要な措置の支援及び補助を行います。

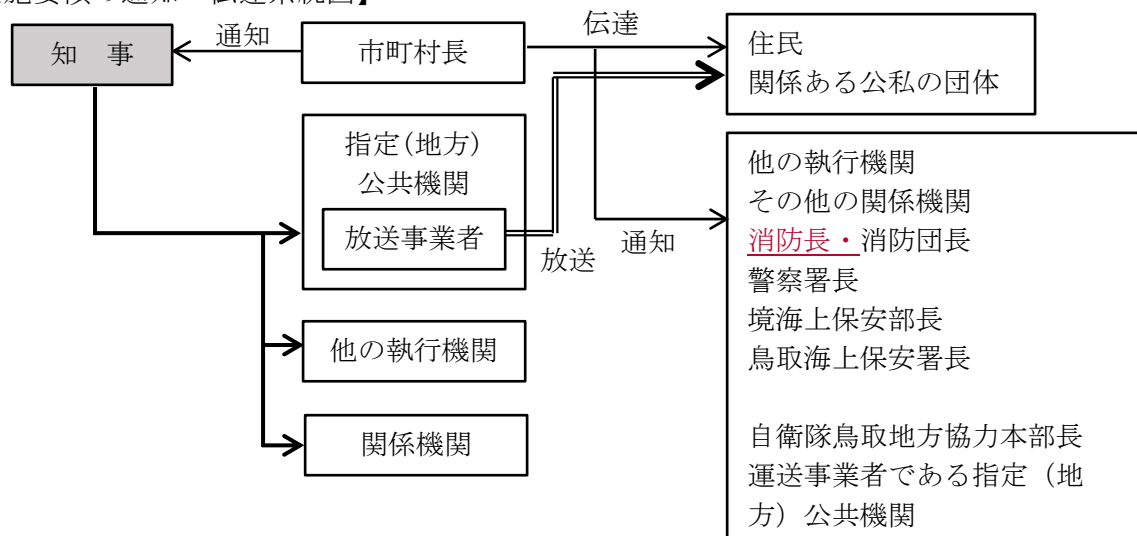
【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警察は、警報や避難の指示が発令された場合、市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ伝達します。

※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



(3) 救援

ア 要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、又は緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行います。

この際、救援物資の取得、運送等を行うとともに、状況により、業務を市町村長及び日本赤十字社に委託します。

イ 救援の種類（法第 75 条、令第 9 条）

救援の種類	内 容
1 収容施設 <u>（応急仮設住宅を含む）</u> の供与	・ 公民館、体育館、広場に設置する天幕等既存の建物 ・ プレハブ長期避難住宅、<u>応急仮設住宅、野外に移動可能な施設、車両等</u> ・ <u>ホテル・旅館等宿泊施設の借り上げ</u>
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	・ 炊き出し、弁当等 ・ 給水車、ろ水器、浄水剤等
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・ 外衣、肌着等 ・ 毛布、布団等 ・ タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	・ 応急的医療 ・ アレルギーやアトピー等の治療薬 ・ 分娩の介助、分娩前後の処置 ・ 必要に応じ予防的措置
5 被災者の捜索及び救出	・ 警察、消防等による捜索、救出との連携 ・ 防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	・ 応急的に行う仮葬 (棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等)
<u>7 福祉サービスの提供</u>	<u>・ 要配慮者の避難生活上の支援等</u>
<u>8-7</u> 電話その他の通信設備の提供	・ 電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
<u>9-8</u> 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	・ 居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
<u>10-9</u> 学用品の給与	・ 教材、文房具、通学用品の支給
<u>11-10</u> 死体の捜索及び処理	・ 死亡推定者の捜索 ・ 遺体の洗浄、消毒等の処置
<u>12-11</u> 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・ <u>居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等自宅の日常生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物の除去ができない者に対して行う</u>

(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化

知事は国対策本部長の指示に基づいて武力攻撃災害の防除及び軽減のため、具体的状況に応じ的確かつ迅速に対処します。

特に、NBC~~R~~兵器等による大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

ア 武力攻撃災害の予防対策

(7) 国及び関係機関との連携

知事（各部局等）は、国、市町村、その他の関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。

(イ) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

知事（各部局）は、武力攻撃災害などにより県民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設などを把握します。武力攻撃事態等においては、施設の管理者は、国及び関係機関と連携し、予防措置と警備の強化を行います。

必要な場合、知事は、管理者に対し安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請します。

（法第 102 条、第 103 条）

(ウ) 交通規制

警察は、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

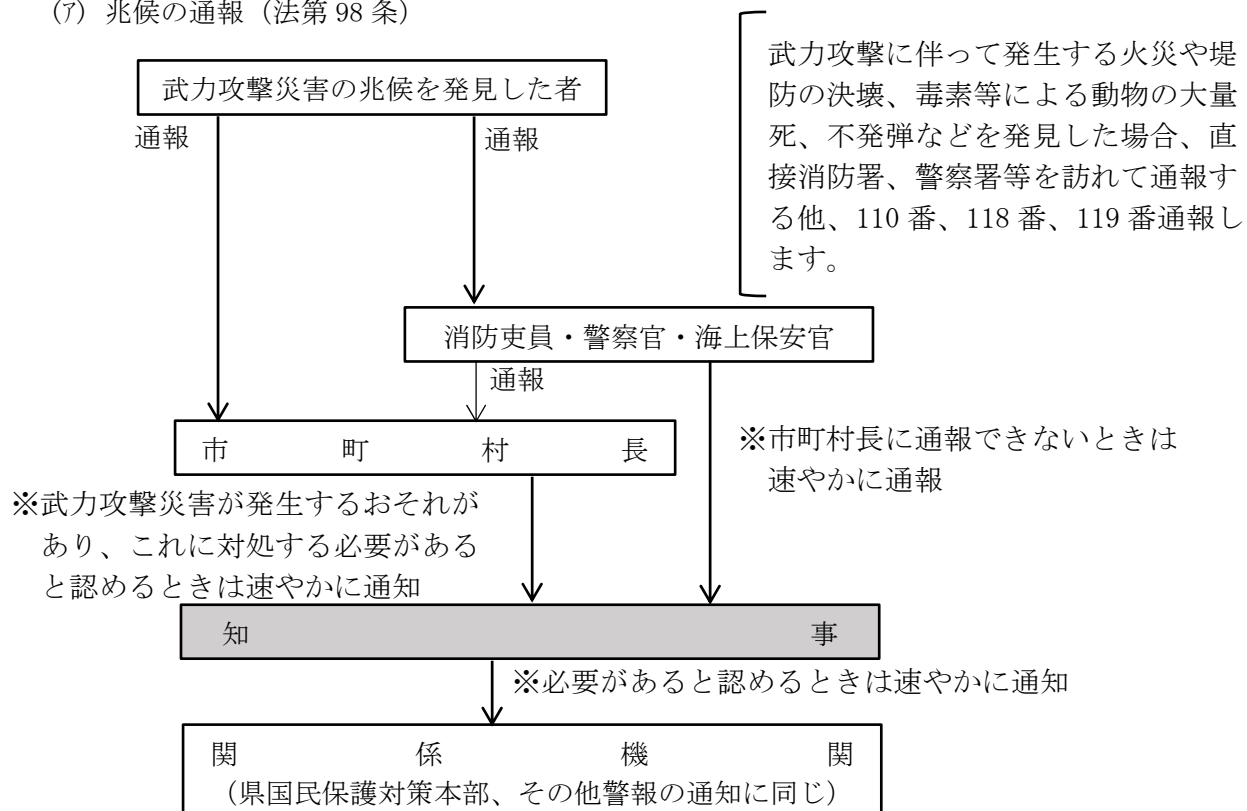
(エ) 消防活動

消防機関は、武力攻撃災害時の活動態勢及び消防相互応援協力等の必要な事項を事前に定めるよう努めるものとします。

イ 武力攻撃災害対処

知事（危機管理~~部局~~）、~~公安委員会~~は、被災市町村、その他の関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(ア) 兆候の通報（法第 98 条）

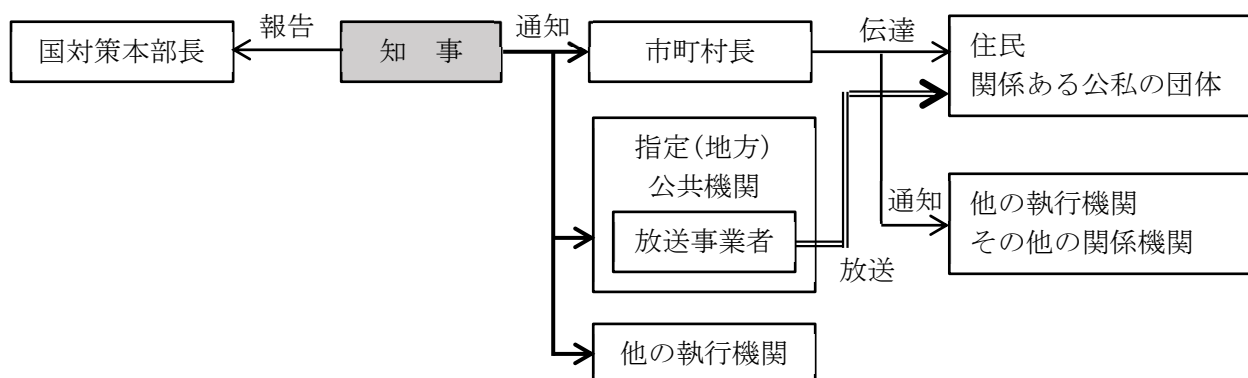


(イ) 緊急通報の発令（法第 99 条～第 101 条）

知事（危機管理~~部局~~）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴って、火災が発生している場合や、ダムの~~決壊~~等の危険が急迫している場合等を含みます。）、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令します。

【緊急通報の内容】

- 武力攻撃災害の現状及び予測（火災の発生状況や延焼の予測、ダムや堤防の状況、決壊した場合に予想される水流等）
- 住民及び公私の団体に~~対し~~よる周知させるべき事項
 - 今後の見通し
 - 住民の心掛け（落ち着いた行動と、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報収集手段の確保に努めることなど）

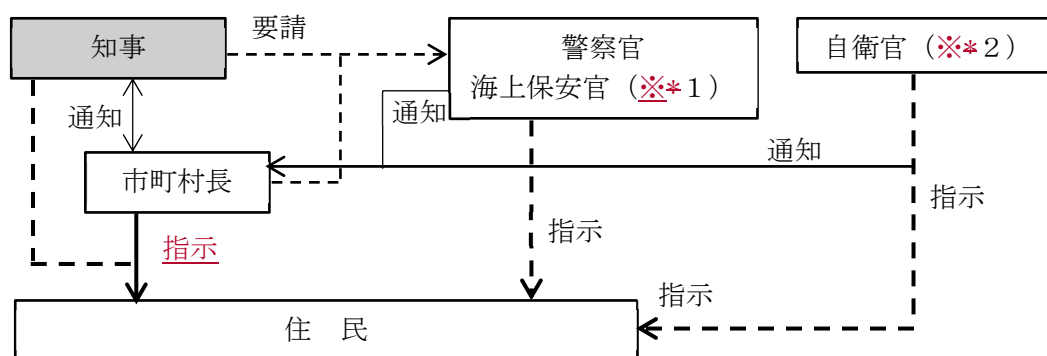


※ 警察は、緊急通報が発令された場合、市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ緊急通報を伝達します。

(ウ) 退避の指示（法第 112 条）

市町村長は、避難の指示が間に合わない場合は、必要と認める地域の住民に対し、退避を指示するものとします。（ダムの~~決壊~~等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならない時等）

緊急の必要があると認めるときは、知事が退避の指示を行います。



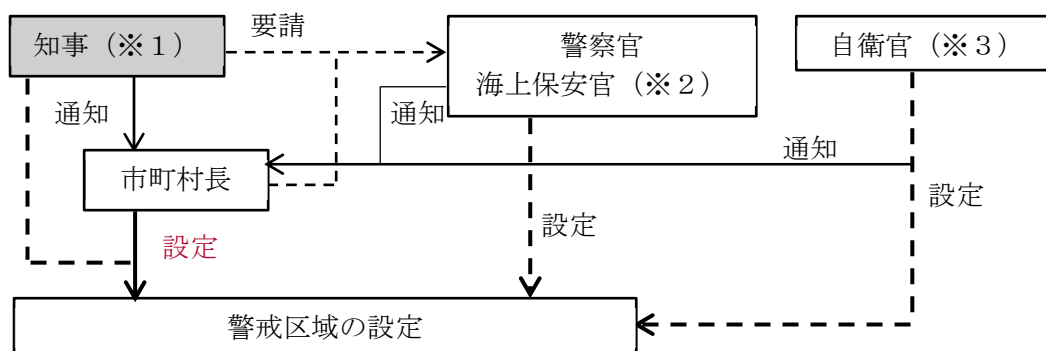
※ 1 市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示

※ 2 市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

(エ) 警戒区域の設定（法第 114 条）

警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。

（→ 目前の武力攻撃災害の危険を避けるために一時的に立入制限区域を設けるもの）



※ 1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定

※ 2 市町村長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定

※ 3 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

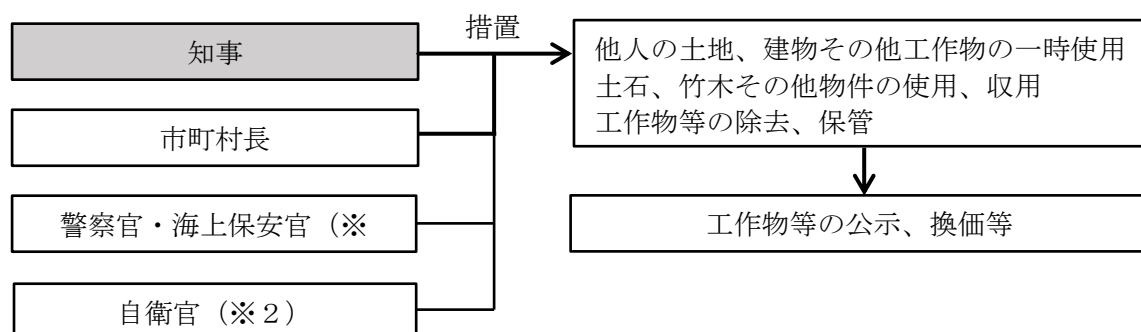
- ・ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、**防災行政無線広報車**等を活用し、住民に広報、周知
- ・ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置
- ・ 併せて当該通知を受けた警察は、交通規制などの必要な措置

(オ) 応急公用負担（法第 113 条）

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



※ 1 市町村長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき

※ 2 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(カ) 漂流物又は沈没品の保管（法第 116 条）

警察署長又は海上保安部長等は、武力攻撃災害が発生した場合において、漂流物又は沈没品（水難救護法第 29 条第 1 項）を取り除いたときは、当該物件を保管することができます。

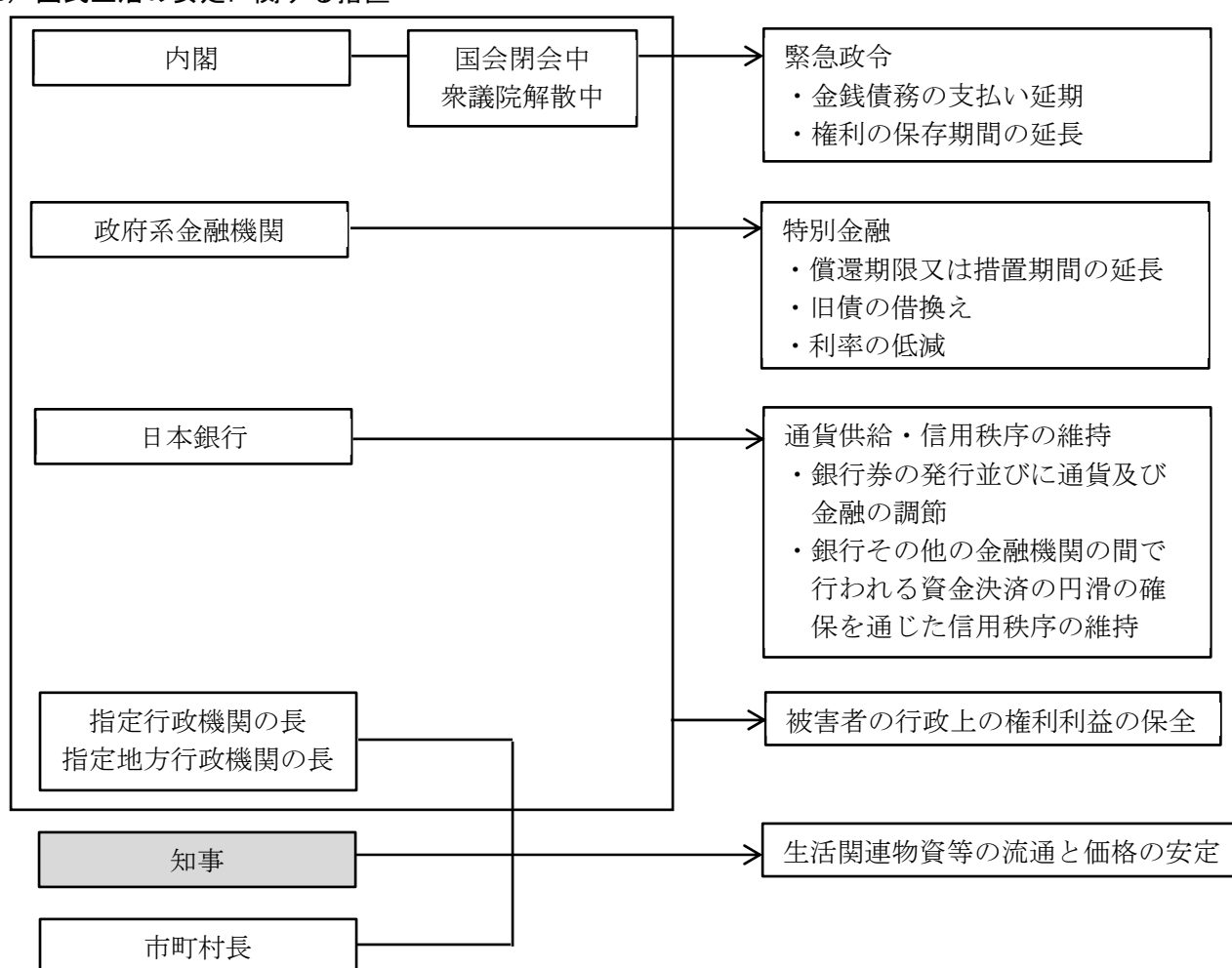
(キ) 消防活動

各消防局は、発災時において、県民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけるよう努めるものとします。

消防団を含めて、消防局を挙げて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防除活動を展開するものとします。

- a 消火活動
- b 被災者の搬送

(5) 国民生活の安定に関する措置



ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

(ア) 県（生活環境部）は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行います。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置

(イ) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施します。

法 令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）	国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条） イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項） ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項） エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項・第 5 項） オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項・第 2 項）
国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）	国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第 6 条第 2 項・第 3 項） イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条第 1 項・第 2 項） ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）
物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）	国が物価統制令第 4 条及び同令第 7 条並びに物価統制令施行令第 2 条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。 ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第 3 条第 1 項但書） イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第 8 条の 2 但書） また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第 30 条第 1 項）

○主な生活関連物資

食品関連	☐ 水	
	食品	☐ 米 ☐ 肉、果物、野菜の缶詰 ☐ 缶ジュース ☐ 保存のきく低温殺菌牛乳 ☐ 高エネルギー食品 ☐ ビタミン剤
	その他	☐ 缶切 ☐ 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 ☐ アルミホイル ☐ プラスチック製の保存用容器
衛生関連	救急関連	☐ 滅菌手袋 ☐ 止血用ガーゼ ☐ 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル ☐ 感染を防ぐための火傷用軟膏 ☐ サイズが豊富な絆創膏
	薬	☐ 痛みどめの錠剤 ☐ 軽い鎮痛剤 ☐ 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 ☐ 傷口の消毒薬 (※処方箋なしで入手できる薬)
	衛生用品	☐ トイレットペーパー ☐ ウェットティッシュ ☐ 女性用生理用品 ☐ 個人用衛生用品 ☐ プラスチックのゴミ袋とひも ☐ 固いふたの付いたプラスチックのバケツ ☐ 消毒薬 ☐ 家庭用の塩素系漂白剤 ☐ <u>マスク</u>
乳幼児用	☐ 乳児食 ☐ おむつ ☐ ほ乳びん ☐ 粉ミルク	☐ 薬 ☐ ウェットティッシュ ☐ おむつかぶれ用の軟膏
その他	☐ 乾電池 ☐ 燃料（灯油、ガソリン、軽油） ☐ <u>携帯トイレ</u> ☐ <u>暖房器具</u> ☐ <u>冷房機器</u> ☐ <u>ろうそく</u> ☐ <u>発電機</u>	☐ 毛布 ☐ 衣類 ☐ <u>仮設トイレ</u> ☐ <u>簡易ベッド</u> ☐ <u>懐中電灯</u> ☐ <u>ライター</u>

イ ライフライン等の確保

事業者等	ライフライン等の確保	備 考
電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第 134 条)	・ 停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ・ 火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法第 134 条)	・ 給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第 135 条)	・ 施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・ 避難住民、緊急物資の運送の応諾義務（法第 71 条、第 79 条）
電気通信事業者	通信確保 (法第 135 条)	・ 臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等（cf 電気通信事業法第 8 条）
郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第 135 条)	・ 信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等
病院 その他医療機関	医療の確保 (法第 136 条)	・ 医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
河川管理施設・道路・港湾・空港の管理者	公共的施設の適切な管理 (法第 137 条)	・ 施設の維持管理等
災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助 (法第 138 条)	・ 武力攻撃災害の <u>状況に応じた技術協力、武力攻撃災害に関する情報及び資料の提供、現地への調査団の派遣等防除、軽減、復旧</u>

※ 下線部については県該当

ウ 混乱の防止

住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、次のとおり必要な措置を行います。

機 関	内 容
県	1 対応措置の内容 (1) 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集及び分析 (3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (4) その他必要事項 2 対応機関 県対策本部により、危機管理<u>部局</u>が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。

機 関	内 容
警察本部	1 情報の収集と広報活動 警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけます。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれのある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を行います。 3 パトロールの強化など
運送事業者である指定（地方）公共機関	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとします。 2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとします。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとします。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施と併せて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること
電気通信事業者である指定公共機関	県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼します。 1 通信の確保のため必要な措置 2 対策要員の確保 3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 4 通信施設、設備等の巡視と点検 5 工事中の設備に対する安全措置

3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料

県は、迅速かつ適切に避難の指示、救援等に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備します。

(1) 避難に関する資料

- 県の地図
- 人口分布
- 道路網のリスト
- 公共交通機関等の輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関の連絡先一覧 など

(2) 救援に関する資料

- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係医療機関等のリスト
- 火葬場のリスト など

(3) その他国民保護措置に必要な資料